

議員提出議案第5号

U P Z 範囲内にある道府県及び市町村の同意を原子力発電所の  
再稼働及び新規稼働の要件とするよう強く求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成27年3月12日

斎木正一 伊藤保

国岡智志 浜崎晋一

澤紀男 興治英夫

伊藤美都夫 稲田寿久

藤繩喜和 上村忠史

内田博長

UPZ範囲内にある道府県及び市町村の同意を原子力発電所の  
再稼働及び新規稼働の要件とするよう強く求める意見書

我が国においては、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、徹底した省エネエネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの導入加速化等を図ることにより、緩やかなエネルギー革命を推進していくことが求められている。

このような中、原子力規制委員会は新規制基準を設け、島根原子力発電所2号機を含め、全国の原子力発電所が相次いで適合性審査を申請し、九州電力川内原子力発電所1、2号機について、原子力規制委員会は昨年9月10日、安全対策の主要部分が新規制基準を満たしているとの審査書を決定し、鹿児島県知事と鹿児島県議会が11月9日に再稼働の地元同意を表明し、近々再稼働する見通しであり、今後、立地している自治体の同意のみを自治体同意とし、周辺自治体の意向は顧みられないのではないかと危惧している。

福島第一原子力発電所の事故は、原発事故が起きれば、放射能汚染の範囲は立地自治体にとどまらないことを示し、原子力発電所から30キロのUPZ圏内の自治体には避難計画の策定が義務付けられた。

原子力発電所の再稼働に対する地元同意については明確な仕組みは存在せず、電力会社と地元自治体に任せられているが、国民の生命に直結するという問題の重要性を考え、周辺自治体を含めて地元同意を得ることを再稼働及び新規稼働の要件とすべきである。

国においては、UPZの範囲内にある道府県及び市町村の同意を再稼働及び新規稼働の要件とするよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥取県議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 様  
経済産業大臣  
原子力規制委員会委員長